

入札説明書

京都府農林水産技術センター生物資源研究センター
及び京都府公立大学法人京都府立大学農学食科学部
附属農場設備管理業務

(令和6年4月23日付け公告分)

京都府農林水産技術センター生物資源研究センター

一般競争入札の実施に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年4月23日
- 2 契約担当者 京都府農林水産技術センター長 蘆田 哲也
- 3 担当部局 〒619-0244 京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地
京都府農林水産技術センター生物資源研究センター総務担当
電話番号 (0774) 93-3525
ファクシミリ (0774) 93-3528

- 4 入札に付する事項、契約条項を示す場所等
入札公告1及び2のとおり

- 5 仕様書等の入手方法
入札公告3のとおり

- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札公告4のとおり

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和6年5月7日（火）まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。時間は正午から午後1時までの間を除く午前8時30分から

午後5時15分まで）

(2) 提出場所 3に同じ

(3) 提出書類

ア 確認申請書（別紙様式1）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書（写）

ウ 履行実績調書（別紙様式2）

入札公告4の（4）に掲げる資格があることが判断できる同種業務の実績を、少なくとも1件記載すること。なお、契約保証金の免除を希望する場合は、過去2年間の国、地方公共団体（独立行政法人等は除く。）に対する業務実績を複数件記載すること。

エ ウに記載した同種業務の実績に係る契約書の写し及び同種業務の内容が判明できる仕様書等の写し。

- オ 資格保有者確認書（別紙様式3）
- カ 誓約書（別紙様式4）
- キ 返信用封筒（封筒に申請者の所在地、名称を記入の上、350円分の切手を貼付すること）
- ク 支店等に契約の締結等を委任する場合は、委任状（別紙様式6-A）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送により提出する場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法で提出期間内に必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認通知

提出期間内に受付けた申請書については、令和6年5月14日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により発送する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

8 質問の受付・回答

(1) 質問については、質疑書（別紙様式7）に記入し、令和6年5月7日正午までに、3に示す場所へファクシミリにより提出すること。（ファクシミリ以外での提出は受け付けない。）期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。なお、ファクシミリ送信後、電話での受信確認を必須とする。

（ファクシミリ番号：0774-93-3528 電話番号：0774-93-3525）

(2) 質疑書には質問者の会社名、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号を記載すること。

(3) 連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(4) 令和6年5月14日までにファクシミリ等により、7（5）により確認結果通知書を送付した全者に対して回答書を交付する。入札参加資格のない者には回答しない。

(5) 質疑及び回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。

(6) 質疑及び回答書の交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものとして入札を行う

(7) 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で答える。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日（火）午前10時30分

イ 場所

京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地

京都府農林水産技術センター生物資源研究センター 本館1階講堂

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式5）は持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式6-B）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人又は外国法

人にあつては、署名をもって代えることができる。以下同じ。) をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「5月21日開札 設備管理業務 入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札に参加する者は7（5）の確認結果通知書又はその写しを入札時に提示すること。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送により事前に提出すること。郵便の種類は、書留郵便とする。

(3) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書の引換え等

入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者の責めによる入札の延期等

入札者が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、この入札の執行を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者の責務等

入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して質疑書（別紙様式7）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。質問の受付及び回答については、8に記載のとおり。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

ただし、入札参加者が2者未満となったときは、再度入札を行わず、その他の方法によることとする。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状のない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

キ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

コ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をしたものにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をしたもののうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 入札保証金

免除する。

ただし、契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成

要する。（別添契約書案により作成する。）

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 入札書提出後に辞退を申し出たときは、指名停止措置を行うことがある
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 落札者が落札決定後、契約を締結するまでにこの入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (5) 入札者は、入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。